

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

児童生徒のいじめの問題に対する取組の徹底について（通知）

このことについては、これまでも平成 24 年 7 月 9 日付け教生学第 264 号通知及び平成 24 年 7 月 17 日付け教生学第 288 号通知により指導をお願いしているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり「文部科学大臣談話」について通知がありましたので通知します。

いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わるすべての関係者が、改めていじめの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。

また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携して対処するなど、いじめの解決を図る取組の徹底が強く求められます。

ついでには、管内の各道立学校及び各市町村教育委員会に対し、別添資料を活用するなどして、改めて、いじめの問題に対する認識や適切な対応について確認するとともに、家庭の役割などについても啓発を図りながら、いじめの問題に対する取組を徹底するよう指導をお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 別添写し 「文部科学大臣談話」について
- (2) 文部科学大臣談話 <すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ>
- (3) いじめの問題に対応するために「家庭の役割 家庭の力」（平成 19 年 3 月北海道教育委員会）

2 参考資料

- (1) 生徒指導支援資料「いじめを理解する」（平成 21 年 6 月国立教育政策研究所生徒指導センター）
<http://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>
- (2) 生徒指導支援資料 2 「いじめを予防する」（平成 22 年 6 月国立教育政策研究所生徒指導センター）
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/index.htm>
- (3) 生徒指導支援資料 3 「いじめを減らす」（平成 23 年 6 月国立教育政策研究所生徒指導センター）
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2306sien/index.htm>
- (4) 生徒指導資料第 36 集「児童生徒の健やかな成長を求めて～心のサインを受け止めた生徒指導の充実を目指して～」（平成 16 年 3 月北海道教育委員会）
※ 前兆行動（サイン）のいろいろ～事例に基づいたチェックリスト（P 8～9）
- (5) 生徒指導資料「いじめから子どもたちを守るために～いじめの根絶を目指して～」（平成 24 年 3 月北海道教育委員会）
http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/h24ijime_mamoru.pdf
- (6) いじめを速やかに解消した事例集（平成 24 年 3 月北海道教育委員会）
http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_kaisyo.htm

（生徒指導・学校安全グループ）

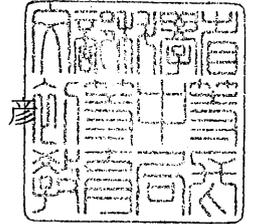


24文科初第483号
平成24年7月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦



(印影印刷)

「文部科学大臣談話」について

滋賀県の中学校において、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあってきた事実が確認され、深刻に受け止めているところであります。

いじめの問題への対応については、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底について」(18文科初第711号)において、「いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること」や、「いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること」等をお願いしているところですが、このたび文部科学大臣より、学校、教育委員会、国が一丸となって取り組むよう「文部科学大臣談話」が発表されました。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、この趣旨について周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

(本件連絡先)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111 (内線3298)

E-MAIL : s-sidou@mext.go.jp

文部科学大臣談話

〈すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ〉

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの生命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

平成24年7月13日

文部科学大臣 平野 博文

家庭の役割

家庭の力



このリーフレットは、いじめの問題にかかわって、子どもたちの心に少しでも近づくために、家庭でどのように対応したらよいかなどについて、考えていくきっかけになることを願って作成しました。

このリーフレットの内容だけの対応で、いじめの問題が解決できるものではありません。

ぜひ、各学校において、保護者会や学級懇談会、PTA活動などで話題に取り上げていただき、お互いの家庭の力を高めるために、それぞれの経験や知恵を交流し合い、本リーフレットの足りないところを補い、それぞれの学校、家庭、地域の知恵が結集された各学校や地域のオリジナルのリーフレットに育てていただくことを願っています。

いじめがあるということを聞いたら...

～対処方法を家庭で一緒に考えてください。

道教委が実施した「いじめに関する実態等調査」の結果をみると、学校でいじめをみたり、聞いたりしたことがある子どもたちは、小学校で4割、中学校で3割、高等学校で2割となっています。

そのうち、注意したり、誰かに相談したりした子どもたちは、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて割合は低く、全体では、約3割となっています。

家庭では、いじめられたり、いじめたりした場合の対処方法だけでなく、いじめを見たり聞いたりしたときの対処方法についても、家庭で一緒に考えてください。

すぐに学校に知らせ、解決に向けて対処していくことが大切です。

「かわりたくない」、「あいつはいじめられて当然」という子どもの態度に対しては、

- ・人の気持ちを理解すること
- ・解決にならないことをしっかりと教えることが必要です。仕返しが怖いと話したら
- ・気持ちをしっかりと受け止める
- ・一人で立ち向かうように無理に子どもを責めないことに配慮することが必要です。

「今、いじめられている」ということを把握したら

子どもの気持ちに配慮して行動しましょう。電話や手紙よりも、先生と直接話し合うことが大切です。

子どものいじめの状況によっては、まず、学校を休ませるなど、親の目の届くところに置き、学校と連絡を取り合うことも考えられます。

いじめている子どもの保護者とは、学校と相談しながらかわりましょう。

いじめが解決した後も、学校と連絡を取り合うとともに、友だちから様子を教えてもらうなど、引き続き子どもに目を配り、子どもとの会話を大切にしていきましょう。

家庭におけるいじめへの対応

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものです。

そのためには、親としても、「いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教えていくことが大切です。

また、子どもたちの間でどのようなことが行われているのかという事実をしっかりと把握し、適切に解決していくことが重要です。

いじめなどの被害にあっている子どもに見られるサイン

家庭での様子	チェック欄
家庭生活全般	
朝、起きられない	
朝、頭痛や発熱等を訴える	
昼夜逆転した生活をする	
朝、トイレから出てこない	
昼頃から元気になる	
下校後、ぐったりしている	
帰宅が急に早くなる	
急に落ち着きがなくなる	
不審電話などがかかってくる	
お金をこっそり持ち出す	
学校を休みたがる	
日記等に悩みなどを書く	
学校のことを話さなくなる	
食欲がなくなる	
擦り傷、あざをつくって帰る	
いじめの被害等を話題にする	
休日や夏休み中は症状がない	
先生が嫌いだと言う	
閉じこもりがちになる	
家族との関係	
かたくなな感じになる	
友人関係	
友人がいないと言う	
友人に意地悪されたと言う	
友人を避けるようにする	
その他	
小心、内気、心配性である	
勉強が分からないと言う	
他の欠席者を話題にする	
明るさが次第になくなる	
欠点を強く気にする	
転校したい、生まれ変わりたいと言う	
メールのやり取りが増える	
携帯電話の着信を無視するようになる	

気付いてあげる



▶ 早期発見のために

<子どもにかかわる努力をしましょう>

子どもの様子の変化は、チェックリストなどを参考に、できる限り、食事を一緒にしたり、話しかけたりするなどして、子どもとかわるることによって気付いていくものです。

子どもたちの様子の変化に気付いても、子どもは、正直に話してくれないときもあります。そのため、本人だけでなく、友だちやその保護者、担任の先生などからも情報を得る努力をすることが状況の把握への一歩になります。

守ってあげる

▶ いじめなどの被害を受けていることが分かったら

<いじめられている子どもを孤立させないようにしましょう>

- 子どもの立場に立って話を聞きましょう。
- ・子どもがいじめられて、つらい思いをしているときに、親にしっかりと思いを受け止めてもらえないと、一段とつらさが増すだけです。
 - ・まずは、子どもの味方であることをしっかりと伝え、安心感を与えてください。



こんな対応が子どもたちの心を救います。

- 一緒に悩み、考えること
- 子どもと衝突することから逃げないで、親として温かく、時には厳しく、見守っていくこと
- よいことをしたときには、思いっきりほめること
- 悪いことをしたときには、しっかりとしかること
- 子どもを信頼すること など



相手をいじめるなどの行為を行っている子どもに見られるサイン

家庭での様子	チェック欄
家庭生活全般	
朝起きられない	
昼夜逆転した生活をする	
言葉遣いが荒い	
金遣いが荒い	
我慢ができない	
漫画ばかり見ている	
テレビゲームばかりしている	
疑い深い	
トイレの時間が不規則である	
朝食抜きで登校する	
すぐ怒ったり文句を言ったりする	
自分の部屋にばかりいる	
よく買い食いをする	
机をひっくり返して怒る	
家財道具を壊すなどする	
はさみやナイフに強い興味を示す	
部屋が汚い	
家族との関係	
反抗的な態度をとる	
一緒に食事をしない	
母親に強く甘えるときがある	
親や弟妹に暴力をふるう	
家族とのコミュニケーションがない	
友人関係	
友人からもらった高級品を持っている	
友人からの電話を気にする	
服装が派手になる	
外出をよくする	
その他	
学校に行きたがらない	
強い反面、臆病な面もある	

毅然とした態度で指導する

▶ いじめているということが分かったら

<いじめは絶対に許されないことを徹底しましょう>

自分の行為がいじめであるという自覚がない場合や否定する場合は、

- ・行っている行為がいじめかどうかという判断よりも、その行為によって相手が嫌な思いをしていたり、つらい思いをしたりしていることを伝え、毅然とした態度で、まず、その行為をやめさせることが大切です。

いじめる子にとっては、自分の行為を振り返ることがないままエスカレートしてしまうことがあることから、自分の行った行為をしっかりと考えさせることが大切です。

学校や関係機関と連携を図って指導に当たることが大切です。



一人で悩まないで



いじめを察知したとき、親が一人で悩みを抱えてしまうと、解決が遅れ、深刻な事態になっていくことも考えられることから、次のような相談窓口がありますので、遠慮なく、相談してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
教育相談電話（無料） （道立教育研究所）	0120(3882)56 0120(3882)86	毎日24時間 毎日10:00~17:00
IP電話、PHSではつながりません。		
メール相談 （道立教育研究所）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
少年相談110番 （北海道警察本部）	0120(677)110	月～金 8:45～17:30
教育相談電話 （北海道立特殊教育センター）	011(612)5030	月～金 8:45～17:30

子どもや家庭の相談について、児童福祉のいろいろな専門機関と一緒に問題の解決をお手伝いいたします。

【児童家庭支援センター】～毎日24時間

管内	相談窓口	電話番号
石狩・後志	エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341
渡島・檜山	児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095
空知	光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486
上川留萌宗谷	美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500
網走	子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211
胆振・日高	日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050
十勝	十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322
釧路・根室	釧路こども家庭支援センター	0154-32-1150
札幌市	興正こども家庭支援センター 羊ヶ丘児童家庭支援センター	011-765-1000 011-854-2415

いじめや不登校などの学校教育に関する悩みなどについては、お住まいの管内の教育局にご相談下さい。

【各管内（教育局）の教育相談電話】

相談窓口	電話番号	相談時間
石狩教育局	011-221-5297	月～金 8:45 ～17:30
渡島教育局	0138-47-9177	
檜山教育局	0139-52-1123	
後志教育局	0136-22-2222	
空知教育局	0126-22-3912	
上川教育局	0166-46-5243	
留萌教育局	0164-42-5717	
宗谷教育局	0162-33-7630	
網走教育局	0152-44-7262	
胆振教育局	0143-22-6594	
日高教育局	0146-22-1325	
十勝教育局	0155-23-4950	
釧路教育局	0154-43-1475	
根室教育局	0153-23-2715	



平成19年3月

北海道教育厅生涯学習部学校教育局学校安全・健康課生徒指導グループ